

報告第3号

平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成27年9月1日提出

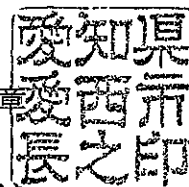
愛西市長 日 永 貴 章



27愛西財第98号
平成27年8月12日

愛西市議会議長 鬼頭 勝治 殿

愛知県愛西市市長 日永 貴章



平成26年度決算に基づく健全化判断比率について

平成26年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

(%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
愛西市健全化判断比率	— (—)	— (—)	5.0 (5.3)	— (—)
早期健全化基準値	12.76 (12.76)	17.76 (17.76)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)
財政再生基準値	20.00 (20.00)	30.00 (30.00)	35.0 (35.0)	

1. 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—（ハイフン）」が記載されています。
2. （ ）内は、平成25年度決算に基づく数値が記載されています。
3. 将来負担比率は、財政再生段階の基準はありません。





27愛西財第99号
平成27年8月12日

愛西市議会議長 鬼頭 勝治 殿

愛知県愛西市市長 日永 貴章



平成26年度決算に基づく資金不足比率について

平成26年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により下記のとおり報告する。

記

特別会計名	資金不足比率 (%)	備考
水道事業会計	— (—)	令17条第1号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業等特別会計	— (—)	令17条第3号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業特別会計	— (—)	令17条第3号の規定により事業の規模を算定

1. 経営健全化基準は、20%となります。
2. 資金不足額がない場合は、「— (ハイフン)」が記載されています。
3. () 内は、平成25年度決算に基づく数値が記載されています。
4. 備考欄の「令」とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」を省略して表記したものです。

